

上板町では毎年、ゴーヤーによる緑のカーテンづくりを行い、エコ運動に取り組んでいます。窓からの日差しを遮ることで室内温度の上昇を抑え、植物の蒸散作用によって周囲を冷やすことができます。育てたゴーヤーは収穫し、役場内にて無料配布も行いました。

主な目次

防災訓練 .....	2	『防ごう！少年非行』上板町推進大会 .....	11
「子どもの読書活動優秀実践校」として表彰されました 松島小学校 ..	3	農用地区域除外申請の受け付けについて .....	12
再募集 住宅リフォーム補助事業制度を利用しませんか？ ..	4	平成28年度在宅医療・介護連携推進事業在宅医療講演会 ..	15
マイナンバーカードについて .....	8	高齢者等見守り活動に関する協定締結 .....	18
大雨・暴風や地震のとき、学校(幼稚園)へ行くの？ ..	10	平成28年度戦没者追悼式が行われました .....	18

# 防 災 訓 練

「今後三十年以内に七〇%程度の確率で発生する」と言われております南海地震を想定した防災（避難）訓練を下記日時にて開催します。

当日は、町内の防災無線スピーカーの合図により、下記避難場所へ避難してください。

本年度の防災訓練は全一回を計画しており、今回の訓練については原則、宮川内谷川より南側の支部を対象とした避難訓練といたします。

この度の訓練に参加していただき、皆様の防災意識の高揚を図っていただければ幸いです。是非ご参加ください。



平成27年度 防災訓練のようす

**日時** 平成28年 9月3日(土) 午前9時から午前11時30分頃予定  
(午前9時に防災無線スピーカーから放送を行います)

**場所** 東光小学校 / 高志小学校

- 内容**
- ◆ 非常食試食
  - ◆ 避難所体験
  - ◆ 応急手当・講習会
  - ◆ LPガス 展示会
  - ◆ 災害用音声お届けサービス
  - ◆ 災害用伝言板ダイヤル171
  - ◆ 木造住宅耐震化相談コーナー
  - ◆ 防災士によるロープワーク講習
  - ◆ 防災グッズ展示



※上記内容の訓練は東光小学校、高志小学校の両会場で体験できます。

- 当日、雨天等で訓練の内容を変更する場合があります。
- お問い合わせ先 上板町役場 企画防災課 TEL 088-694-6824



## 隣人とのコミュニケーションが大切

避難場所と避難経路の確認ができて、いざ災害が発生した場合、お互いに頼りになるのが近隣の住民同士です。普段から防災の心構えや地域の避難場所、資機材の状況、まちの危険箇所等について話し合い、コミュニケーションを日頃から大切にし「頼りになるお隣さん同士」を作っていきましょう。



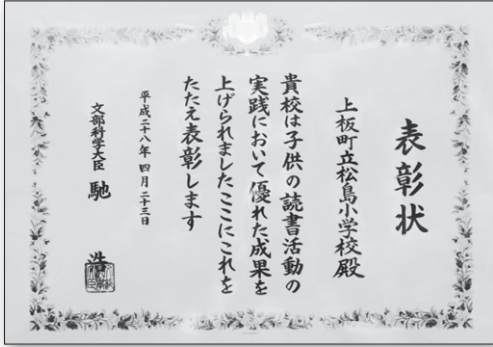
# 「子どもの読書活動優秀実践校」として表彰されました！

## 松島小学校

例年、「子ども読書の日」(四月二十三日)を記念し開催されている「子どもの読書活動推進フォーラム」において、松島小学校が子どもの読書を推進する活動に顕著で優秀と認められ、国立オリンピック記念青少年総合センター大ホールにおいて、文部科学大臣表彰を受けました。

評価された取り組みとして、「毎日、午後の授業開始前十分間を、読書の時間として位置づけている。」「地域の読み聞かせボランティア「わくわく♡はあと」による、毎週火曜日朝の読み聞かせ活動」「ワークスペースに本棚と一脚を設置し、休み時間内に身近で読書ができる環境を整えている。」等です。

本表彰は、文部科学省・国立青少年教育振興機構が主催し、全国の小学校・中学校・高等学校図書館、公共図書館及びボランティア団体から選ばれた優秀校・松島小学校が優秀校、七三校のうちの二校に選ばれました。全国約二万校(徳島県内では二〇九校)の小学校の中から選ばれたという事で、今後の読書活動推進の大きな励みとなるものです。



# 今月の納付期限

## どうして

### 税務課からのお知らせ

九月は固定資産税・後期高齢者医療保険料(第二期)及び国民健康保険税(第三期)の納付月です。納期限は九月三十日(金曜日)です。

納期限内にお納めくださいますようお願いいたします。

口座振替の方は、九月三十日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

### 口座振替

#### ■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

#### ■ご利用いただける町税(料)

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

#### ■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

### お問い合わせ先

上板町役場 税務課  
TEL 六九四一六八〇七

## 上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

平成二十七年(2015)度以上に上板町消費生活相談窓口へ寄せられた相談件数は一三五件(前年度より四件増)でした。年代別では、七〇歳以上の方の相談が最も多く、続いて六〇歳代、五〇歳代の順となっております。不審な電話に関する相談や、幅広い年代でインターネットに関する相談が寄せられました。主な相談内容は次の通りです。

### ●不審な電話(身分を偽っています)

【事例1】 公的機関を装い、年齢、家族構成、財産、利用している金融機関などの個人情報聞き出すと電話が切れた。

【事例2】 息子を装い「会社のお金を使い込んでしまった」と言いつて金銭を要求してくる電話があった。

### ●インターネットに関する相談(ワンクリック請求・架空請求)

【事例1】 アダルトサイトにアクセスして年齢確認したら突然登録となり高額料金を請求された。

【事例2】 スマートフォンにサイト料金が支払われていないため法的処置を取ると身に覚えのないメールが届いた。

### ●インターネットに関する相談(通信サービス)

【事例1】 光回線の料金が安くなると電話勧誘があり契約したが、実際は高くなっていたので解約を申し出ると高額違約金を請求された。

【事例2】 インターネット接続料金が安くなるなどの電話勧誘で契約を承諾し、業者がパソコンを遠隔操作して、後日書類が届いてはじめてプロバイダが変更された事に気付いた。

今回紹介した案件はあくまで一部です。上記以外の電話勧誘や、訪問販売など消費生活相談についても下記までご相談ください。

消費生活相談に関するご相談は **上板町消費生活相談窓口へ**  
 秘密厳守・相談無料 TEL 694-6816 相談受付 平日9:00~16:30(土・日・祝・年末年始を除く)

# 住宅リフォーム補助事業制度を利用しませんか？

再募集

六月より募集してありました住宅リフォーム補助事業について、予算枠に空きがありますので補助事業利用希望者の方はお早めに申請してください。



## 対象工事

施工業者が上板町内業者であり補助対象工事費（税抜）が20万円以上で、平成29年2月28日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済み及び工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は、自ら所有し居住している上板町内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

## 補助金額

補助対象工事費（税抜）の30%で、最高20万円

※但し、補助金額が最高額（20万円）に満たない方で、補助金交付決定後に工事費増額による補助金変更申請はできませんのでご了承ください。

## 申込資格

- 上板町に住民登録をしている方で、上板町内に引き続き1年以上居住している方。
- 今回の工事について、上板町の他の補助制度を受けていない、又は受けようとしていない人。
- 税を滞納していない人。



## 募集件数

予算範囲内（概ね10件）

## 申込手順

- ① 企画防災課の窓口に備え付けの上板町住宅リフォーム補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。尚、上板町のホームページからも様式等をダウンロード可能ですのでご利用ください。

受付期間：予算終了まで

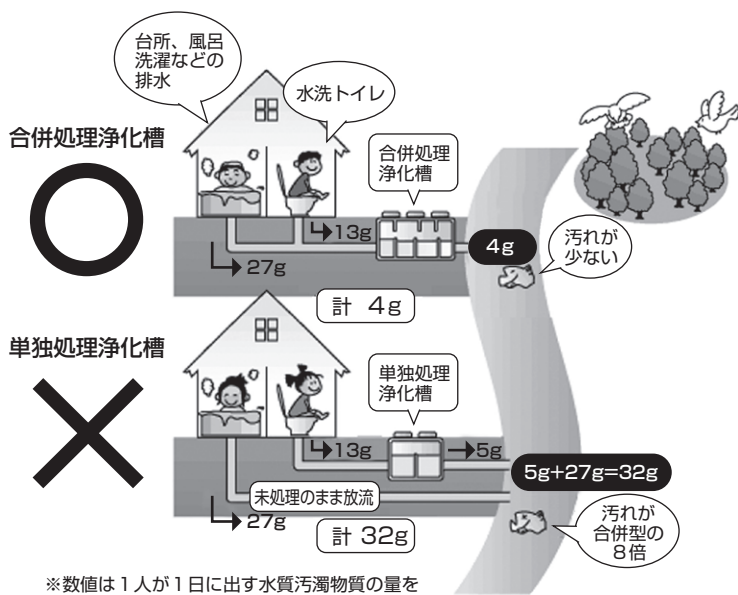
- ② 提出された書類を詳細確認及び審査後に交付対象者が決定され、その結果を後日通知にてご案内致します。

但し、受付期間は平成28年8月～平成29年1月末日迄の一月毎とし、月末現在で応募者多数（予算枠を超える）の場合は抽選になります。予めご了承ください。

お問い合わせ先：上板町役場 企画防災課 TEL 694-6824

# 汲み取り槽や単独浄化槽から

# 合併処理浄化槽への転換をお願いします。



※数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです。

単独処理浄化槽や汲み取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成十三年四月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっております。

## 合併処理浄化槽への転換

### ●合併処理浄化槽設置補助

人槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

### ●撤去費補助

区分	補助限度額
単独槽撤去	90,000円
汲取り槽撤去	90,000円

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方(新設)、及び単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方(転換)に対して補助金を交付しています。

本町の、県平均を下回る「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換等を進めましょう。

また、本年度は転換を早めるため、転換により合併処理浄化槽を設置し、単独処理浄化槽及び汲み取り槽を全撤去した場合、左記のとおり撤去費用についても補助します。

## 合併処理浄化槽設置補助

### ◎申請受付期間：平成28年11月30日まで

※なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

詳細については、上板町役場 環境保全課 (TEL 694-6813) までお問い合わせください。

## 水道課からのお知らせ

※次の場合は、申請手続きが必要になります。

○水道を開栓・休止・廃止・撤去する場合

(例) お引越

○名義人・使用者を変更する場合

(例) 名義人の死亡

※メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。

※宅内漏水にご注意ください！

・水道メーターを見て、使用水量を把握してください。宅内漏水の早期発見になります。

・漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

宅内漏水の見つけ方

◎次のようにしていただきますと、水漏れがわかります。

- ①家中の蛇口を全て閉めます。
- ②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。銀色か赤色の星のような形のもの(パイロット)を、確認しましょう。
- ③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。

■お問い合わせ先

上板町役場 水道課  
TEL 694-6817

## 概要

あなたの大切なペットに、子犬や子猫が生まれても、育てる自信がないときは、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

犬や猫は、生まれて1年もたないうちに子どもを産むようになり、1回の出産で3～5頭の子犬や子猫が生まれます。望まない繁殖を防ぎ、不幸な犬や猫を増やさないために、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

## 応募要領

10月末締切

犬及び猫の避妊・去勢手術に助成をします

上板町役場 環境保全課

### 対象

町内在住で、犬及び猫を飼育されており、税金等の滞納が無い方。  
※犬については、犬の登録と平成28年度狂犬病予防接種を済ませていることが確認できること。

### 助成額

1頭につき5,000円（助成予定頭数 40頭）  
※1世帯につき、当該年度は2頭までとさせていただきます。  
※応募者多数の場合は、抽選となる場合があります。

### 申込方法

往復はがきにより、公益社団法人徳島県獣医師会へお申し込みください。  
【申込先】 〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番6号（公社）徳島県獣医師会

### 記載事項

飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色。  
犬の場合は、犬の登録鑑札番号、及び狂犬病予防注射済票番号。  
返信用はがきの宛名欄にも、申し込み者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

### 申込期間

平成28年10月1日から平成28年10月31日まで（必着）

### 手術実施期間

平成28年11月15日から平成29年1月20日まで

### 助成方法

当選の返信はがき（助成金認定書）を受け取った方は、事前に指定動物病院に問い合わせのうえ手術を受けてください。費用の支払いは手術手数料から5,000円を差し引いた金額をお支払いください。  
※手術手数料は動物病院により異なります

### 注意事項

手術を受けられるときは、返信はがき（助成金認定書）と印鑑を持参してください。また、獣医師が犬や猫の健康上、不適当と判断した場合は、手術を実施しない場合があります。

### お問い合わせ先

（公社）徳島県獣医師会 TEL 088-663-6607  
上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813



## 記入例

表面

裏面

往信	7708007
(公社) 徳島県獣医師会 行	徳島市新浜本町二丁目3番6号

郵便はがき	返信	申込者の住所	避妊・去勢手術助成申込書
		氏名	犬・猫の別
		住所	名前
			年齢
			性別
			毛色
			(犬の場合)
			犬の登録番号
			徳島県 第 号または
			徳島県〇〇市町村 第 号
			狂犬病予防注射済票番号
			平成〇年度 第 号
			申込者 住所
			氏名(フリガナ)
			電話番号

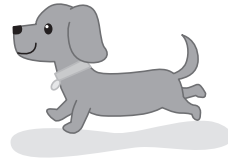
# 狂犬病予防注射の実施について「お知らせ」

飼い犬は法律により、生涯一回の登録と毎年一回の狂犬病予防注射を受け、つないで飼うことが義務づけられています。

本年度も五月に集合注射を実施しましたが、まだ注射を済ませてない犬は下記の日程表のとおり実施しますので受けさせてください。

また、新しく犬を飼い始めた方は、前もって登録していただき円滑に注射ができますようご協力ください。

この日程で都合の悪い方は、動物病院で受けてください。



●登録は、獣医師会に加入の動物病院でもできます。  
●登録犬が死亡したときは、必ず役場環境保全課まで死亡届を提出してください。

●町内での住所・飼い主の変更又は町外からの転入のあった場合は役場環境保全課まで、他市町村へ転出された場合には新たな所在地の役場等へ、変更届を出してください。

**登録済犬**  
 狂犬病予防注射 3,000円  
 計 3,000円

**新規登録**  
 登録 3,000円  
 狂犬病予防注射 3,000円  
 計 6,000円

- ◇当日は、担当獣医師の指示に従い、注射を受けてください。
- ◇時間・場所を確認の上、犬をお連れください。
- ◇トラブルの原因になりますので首輪が抜けないようにしっかりとめてください。

🐾 🐾 🐾 平成28年10月7日 金曜日 🐾 🐾 🐾

時間	場所	時間	場所
9:15 ~ 9:30	泉谷集会所	13:10 ~ 13:30	椎本多目的集会所
9:40 ~ 10:00	松島神社前	13:40 ~ 14:00	馬道会館
10:10 ~ 10:25	門田集会所	14:10 ~ 14:25	文化センター
10:35 ~ 10:55	鳥屋集会所	14:35 ~ 14:50	大山町集会所
11:05 ~ 11:20	天目一神社前	15:00 ~ 15:15	小柿ごみステーション前
11:30 ~ 11:45	J A高志支所東部集荷場	15:25 ~ 15:50	上板町役場駐車場

※ 野犬・放し飼い等の苦情のお問い合わせは下記のとおりです。  
 神山町阿野字長谷333 徳島県動物愛護管理センター TEL 088 - 636 - 6122

## 徳島県最低賃金総合相談支援センターからのお知らせ

今年度は相談体制を拡充し、土曜日も開設!

### 1 相談体制拡充等の概要

- ★相談窓口の開設日を増加  
相談窓口開設日…  
月25日(土曜も開設) ↑平成27年度:月13日(平日のみ)
- ★郡部地域に積極的に専門家を派遣するため、専門家の派遣日数を増加  
専門家派遣日:月15日 (27年度実績:約2日)

### 2 センターの事業内容

中小企業事業主がご持ちの経営課題の解決や賃金制度、労働時間制度の見直しなどに取り組み際の相談窓口として、専門家(社会保険労務士・中小企業診断士)がワン・ストップで対応します。

### 【経営に関する相談の例】

新規事業、販路開拓、マーケティング、技術指導、資金調達、IT活用による経営力強化、支援制度の案内、助成金活用方法など

### 【労務管理に関する相談の例】

賃金・退職金・労働時間制度の見直し、人材育成、高齢者雇用、就業規則(賃金規定等)の改正、労働安全衛生対策、業務改善助成金等の厚生労働省関係支援制度の活用方法など

### 3 具体的な相談内容

- 給与制度、給与体系を見直したい
- 生産効率を上げたい
- 助成金を活用して、業務改善を図りたい
- 社内レイアウトを効率的なものに見直したい
- 就業規則をしっかりとしたものにししたい
- その他、経営・労務に関することを相談したい

など

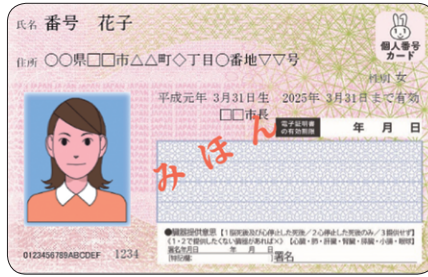
### ◆ 徳島県最低賃金総合支援センター ◆

【所在地】 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 (KIZUNAプラザ) 2階  
 【電話】 0120-967-951 【開設日】 月曜日から土曜日 午前9時~午後5時(日・祝を除く毎日開設)

# マイナンバーカードについて

## ① マイナンバーカードとは

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用されます。  
 マイナンバーカードは正式名称を個人番号カードといいますが、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されます。



【おもて面】



【うらな面】

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにご利用いただけます。

## ② マイナンバーカードの申請方法

希望される方は、通知カードとともに送付された個人番号カード交付申請書により申請してください。（個人番号カードの交付申請書にご本人の顔写真を貼り、同じく同封されていた返信用封筒に入れて郵便ポストへ）

また、スマートフォンやパソコンによる申請も可能です。詳しくは、「個人番号カード総合サイト」をご確認ください。

<https://www.kojinbangou-card.go.jp/index.html>

## ③ よくある質問

**■ 質問**  
 マイナンバーカードの交付申請に手数料はかかりますか？

**■ 回答**  
 当面は無料です。  
 再発行についても上板町は無料となっています。

ただし、マイナンバーカードに公的個人認証サービスの電子証明書を搭載している場合は、その再発行手数料として二〇〇円が必要となります。

**■ 質問**  
 マイナンバーカードの有効期限はありますか？  
 また、更新の際はどのような手続きをとればよいでしょうか？

**■ 回答**  
 マイナンバーカードの有効期限は以下のとおりです。  
 ・所有者が二〇歳未満の場合は、発行から五回目の誕生日  
 ・所有者が二〇歳以上の場合は、発行から一〇回目の誕生日  
 マイナンバーカードを引き続きご利用される場合は、有効期限までにそのときにお住まいの市区町村にて、更新のお手続きをおとください。

なお、更新手続きに必要なお持ち物および更新手数料については、更新時期やそのときにお住まいの市区町村によって異なりますので、事前にご確認ください。

一日行政相談所  
 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。  
 相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

**■ 開設日** 九月二十一日（水）  
**■ 開設時間** 午後一時三十分～午後四時  
**■ 開設場所** 上板町老人福祉センター

行政書士による  
 無料相談会のお知らせ

行政書士が、①官公庁に提出する書類、②権利義務に関する書類、③事実証明に関する書類の作成について無料で相談に応じます。

**■ 日時**  
 平成二十八年十月三日（月）  
 午後一時～午後三時まで

**■ 場所**  
 上板町中央公民館 第一会議室

**■ 主催**  
 徳島県行政書士会徳島北部支部  
 担当・多田令修  
 TEL 〇八八―六三七―五七七八



# お知らせします。2つの給付金。

平成26年4月に実施した消費税率  
引上げに伴う所得の少ない方への影響を  
緩和します。

## 平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

### 支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方  
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

一億総活躍社会の実現に向け、  
賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の  
少ない年金受給者の方を支援します。

## 障害・遺族年金 受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

### 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給  
対象者のうち、障害基礎年金や遺族  
基礎年金等を受給している方

(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

- 両方の支給対象となる方は、  
2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、  
申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日  
時点でお住まいの市町村です。

対象と思われる方へ、9月中旬に申請書を郵送予定ですのでしばらくお待ちください。

### お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

オー！ み な い い きゅう ふ

0570-037-192

9時～18時(平日のみ。ただし、  
8月1日～12月18日は土日祝も開設。)



■ IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278

カクニンジャ 検索

申請に関するお問い合わせ先

上板町 福祉保健課

申請受付期間：9月12日(月)～12月22日(木)

電話番号：088-694-6810 (臨時福祉給付金係)



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う  
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(＃9110))にご連絡ください。



# 大雨・暴風や地震のとき、学校(幼稚園)へ行くの？

「暴風警報」か「暴風雪警報」が発表  
もしくは「大雨警報と洪水警報」が共に発表

震度5弱以上の地震

午前7時	➡	休校
午前7時以降に解除	➡	休校
登校・登園後	➡	学校待機か、 下校(集団下校)

始業前	➡	休校
授業中	➡	学校待機か、 下校(集団下校)
放課後	➡	翌日は原則休校

※徳島地方気象台が「上板町」に発表する警報です。

参考 URI

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/3640500.html>

※大雨・洪水・大雪、それぞれ個別の警報は原則として  
登校ですが、安全を第一に考え、ご判断ください。

※臨時休校の連絡は行いません。警報が解除された翌日は、  
時間割表どおりです。



※震度4以下の地震の場合、学校施設の被害や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとる場合があります。臨時休校の連絡がない場合は、安全に留意して登校してください。

上板町教育委員会

## 上板町子ども・若者相談支援センター「あい」からのお知らせです。

### 子育ていちょう会の 開催について(ご案内)

子育ていちょう会は不登校や引きこもり等の子育ての悩みを抱える親のためにある会です。

同じ悩みや心の痛み、苦しみを聞いたり、自分の思うことを話したりすることで今までこだわっていたことや考え方が変わり、広く大きく考えられる場所です。

保護者、支援者、カウンセラー、アドバイザーが集い子ども達の生きる力をはぐくめるように諸問題の解決に向けて話し合い、相談・支援活動をしています。先生方のご参加もお待ちしています。誰でも自由に気軽に参加ができますので一人で悩まず是非お越し下さい。話の内容は、秘密厳守となっています。

日時 毎月第4土曜日(19時~21時)

平成28年 9月24日(土)(19時~21時)

10月22日(土)(19時~21時) 11月以降も第4土曜日

11月26日(土)(19時~21時) で開催しています。

活動場所

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」  
ITセンター2階

参加費  
無料

相談窓口	連絡先	受付時間(月~金)
相談支援センター「あい」 (ITセンター内)	637-6006	9:00~17:00
上板町教育委員会	694-6814	8:30~17:00

(土・日・祝日は休み)(相談無料)

## 上板町子ども・若者相談支援センター『あい』をご活用ください。

『あい』では、教育の応援をさせていただいております。(気軽にご相談を)

子ども・若者(幼・小・中学生・中学卒業後~30歳ぐらいまで)について  
いじめ、不登校、引きこもり、ニート、虐待など子育てについて悩んでいる方、  
その家族・教員など『あい』に話しに来ませんか。  
ご相談を受け付けています。



これまでに、下記のようなケースで関係機関の支援の下、対応しています。

- ・友だちとのトラブルが多い
- ・学校生活が落ち着かない
- ・学校に行きづらく遅刻、不登校、引きこもりがち
- ・中学校を卒業したが、進路が決まっていない
- ・高校を中退し、将来のことが不安
- ・虐待や非行問題など

このようなことで、気になっていませんか。

子育て・しつけ・教育などで悩みや困りごとがある方、  
中学校卒業後の若者(30歳ぐらいまで)はもちろん、  
40歳、50歳、高齢者の相談も可能です。  
ご相談を受け付けていますので、気軽にお立ち寄りください。

難しい問題は、『個別ケース検討会議』を通じ、  
県内32機関のご支援ご協力を受けて相談できます。

# 『防ごう！少年非行』

## 上板町推進大会

去る、八月九日（火）中央公民館において『防ごう！少年非行』県民総ぐるみ運動・上板町推進大会が盛大に開催されました。

本大会は、町民あげて青少年の健全育成に取り組む気運を醸成するとともに、町民各層の非行防止に対する理解と認識を深め、次代を担う青少年の非行防止と健全育成を図る目的で毎年開催しています。

大会では、上板中学校校内非行防止作文優秀者三名（最優秀賞三年 佐々木 颯斗くん、優秀賞 一年 上原 多喜くん、優秀賞 二年 市川 海くん）が表彰されました。

そして、最優秀賞の佐々木 颯斗くんが『気づいてほしい思い』と題した作文を発表し、参加者より盛大な拍手が贈られました。



次に、稲井教育委員長より「大会宣言」が朗読され、青少年が豊かでたくましく育つよう、町民一丸となって非行防止活動を展開することが採択されました。最後に、徳島県教育委員会人権教育課 いじめ問題等対策室 指導主事 野田耕市郎さんより「いじめの認知と現状」と題した基調講演があり、いじめの認知についての課題や取り組みの事案について説明いただきました。また、地域全体で子ども達を見守り育てることの大切さについてもお話いただきました。



# 『平成二十八年年度 上板町支部長会議 （第一回目）』開催

平成二十八年七月二十八日（木）に上板町中央公民館において支部長八七名、町長をはじめ町関係者一七人が出席し、支部長会議を開催しました。

今回の支部長会議は、支部や自主防災組織の役割や町の推進事業等についてご説明させていただきました。

今後も継続的に支部長会議を開催し、協働のまちづくりを進めてまいりますので今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 『平成二十八年年度 自主防災組織会長会議 （第一回目）』開催

平成二十八年八月十八日（木）に上板町中央公民館において自主防災組織長など関係者八二名が出席し、自主防災組織会長会議を開催しました。

会議では、防災ネットワークの構築や自主防災組織活動助成事業、防災研修ツアー等についてご説明させていただきました。

支部長会議同様に継続的に会議を開催し、自主防災組織の体制・活動がよりよくなりますよう協議いたしますので、今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



## 農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、 農用地区域除外申請が必要です。

**受付期間 平成28年9月1日(木)～9月30日(金)**

申請書は、役場産業課窓口でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードしてください。

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農用地区域除外は、町が農業振興上の観点からその必要性を判断し行いますが、申請された農地がすべて認められるわけではなく、申請の内容と町の農用地区域除外の考え方が一致した場合に除外することができます。

区域除外は、次の要件（1～5）を**すべて満たす**場合に限り除外されます。

**要件1** その土地を転用することが必要かつ適当（緊急性・他法令許認可の見込みがある）であって、ほかに代替すべき土地がないこと。

**要件2** 除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

**要件3** 除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**要件4** 除外することにより、農用地区域内の土地改良施設（排水施設、農道等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**要件5** 土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること。  
(注1) 土地改良事業が行われた農地は、事業がなされていない農地と比較して明らかに営農条件に優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要がある。  
(注2) 土地改良事業完了後8年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び町が地域農業の振興を図るうえで、農地として確保すべきと判断した場合は、除外が認められない。

除外が承認されるまでの事務スケジュール 概ね申請月から6ヶ月程度

申請 → 農業振興地域整備協議会にて協議 → 農業委員会の意見聴取  
→ 県との事前協議 → 農用地利用計画変更案の公告・縦覧(30日間・住民の意見聴取)  
→ 農用地利用計画変更案に対する異議申出期間(15日) → 県との変更協議  
→ 県の同意 → 変更公告 → 除外の承認(申請者通知)

お問い合わせ先 上板町役場 産業課 TEL 694-6806

# 田畑での稲わら等の焼却について

基準に適合した焼却施設を用いずに廃棄物を焼却処分する、いわゆる「野焼き」は悪臭や煙害などにより近所迷惑になるばかりでなく、ダイオキシンの排出という面でも特に問題となっています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により平成十三年四月一日から一定の例外を除いて原則として禁止されています。

農業者が行う稲わら等の焼却は、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの（例外規定）に規定されています。

## 農家の皆さんへ

稲刈り後の田んぼで、もみ殻や稲わらを焼却される場合、以下の点に十分留意していただきますようお願いいたします。

- ① 田んぼの近くに民家があるときは、風向きが民家のほうでないことを確認し、周囲に迷惑がからないように行ってください。
- ② 道路に面している田んぼでは、煙が通行の妨げとならないように行ってください。
- ③ 火はととも危険ですので、焼却している間は必ず近くにいないようにしてください。
- ④ 直罰の対象とならない焼却であっても、周辺の生活環境に影響が生じている場合は指導・処分の対象となりますのでご注意ください。

上板町役場 産業課・環境保全課

### 【例外規定 抜粋】

- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
例：農業者が行う稲わら等の焼却

# 徳島航空基地祭のお知らせ

徳島航空基地開隊五十八周年行事に合わせ、下記のとおり、基地公開いたします。皆様のご来場をお待ちしています。

## 1日 時

平成28年 9月25日(日)

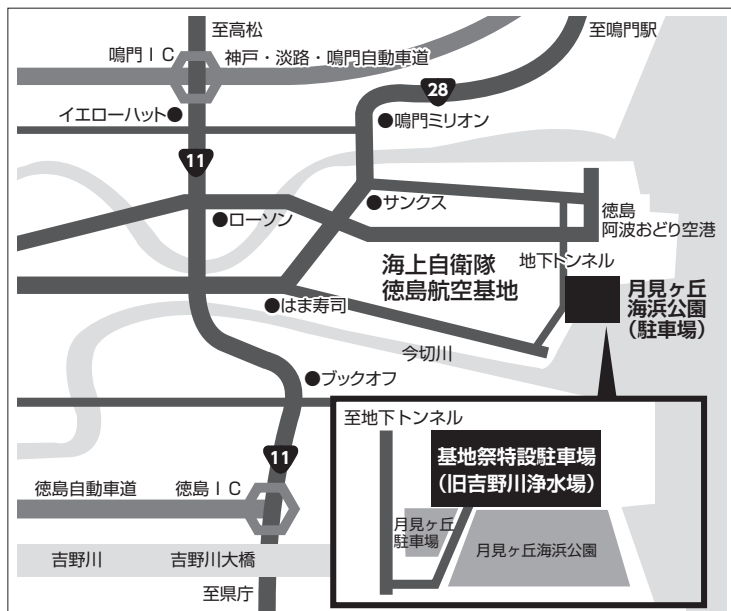
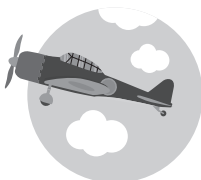
午前9時～午後3時

## 2 催しの内容

- (1) 開隊五十八周年記念式典  
(ファンシードリル等)
- (2) 編隊飛行
- (3) 飛行展示
- (4) 航空機地上展示
- (5) シミュレーター体験
- (6) ターミナルリーダー局舎見学
- (7) 広報館・記念館公開
- (8) 模擬店・飲食、航空グッズ等

## 3 その他

- (1) 基地祭の開催日に徳島空港（空の日イベント）・月見ヶ丘海浜公園（スカイフェスタ）を同時開催します。各会場を巡回する無料バスを運行しています。
- (2) 基地内には駐車場は御座いません。月見ヶ丘海浜公園に隣接したイベント用特設駐車場をご利用下さい。
- (3) 基地祭の詳細につきましては徳島教育航空群HPまたは広報室までお問い合わせ下さい。



### ●お問い合わせ●

海上自衛隊  
徳島教育航空群 広報室

〒771-0292  
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38  
電話：088-699-5111  
内線 3234

# 9月10日～16日は「自殺予防週間」です。

国では、9月10日の「世界自殺予防デー」にちなんで、毎年9月10日からの1週間を「自殺予防週間」に設定し、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

家族や職場、友人など身近な人のサインに気づき、医療機関や相談機関につなぎ、見守りと自殺予防につなげていくことが大切です。

寄り添う、支えあう、つながりあう。  
あなたを必要としている人がいます。

## 気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける。

## 傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。

## つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す。

## 見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る。

## 相談窓口

- 全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル  
電話 0570-064-556
- よりそいホットライン(24時間対応)  
フリーダイヤル 0120-279-338
- とくしま自殺予防センター  
電話 088-602-8911
- いのちの希望(24時間対応)  
電話 088-623-0444

## ■お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

## ※ 精神保健福祉ボランティア講座の開催について ※

ストレス社会といわれる現代、いっどこで誰が事故や病気により障がいをもつかもかもしれません。

障がいがある人達は地域の中で頼り、働き、あたり前に生活ができる事を望んでいます。

ボランティア講座を受講してボランティアの仲間づくりに参加してみませんか。

- ◆対象者：上板町に在住しボランティア活動に関心があり3回の受講が可能な方
- ◆定員：20名
- ◆場所：上板町老人福祉センター、上板町中央公民館、地域活動支援センター
- ◆受講料：無料
- ◆申し込み方法：電話で下記にお申し込み下さい。
- ◆申込期限：平成28年9月21日(水)

## ◆日程案内

回数	日時・場所	内容	講師
第1回	平成28年9月30日(金) 午前9時30分～11時30分 (上板町老人福祉センター)	・ボランティア活動について ・上板町の取り組み	・四国大学短期大学部教授 日開野 博 先生 ・上板町福祉保健課課長 ・上板町社会福祉協議会局長
第2回	平成28年10月13日(木) 午後1時30分～3時30分 (上板町中央公民館)	・精神障がい者への理解と接し方 ・体験発表 ボランティア活動	・徳島県精神保健福祉センター 所長 石本 康仁 先生 ・メンタルヘルスボランティアたんぽぽ 会長 岡部 照子先生
第3回	平成28年10月31日(月) 午後1時30分～3時30分 (上板町老人福祉センター集合)	施設見学 地域活動支援センター ことじ	・地域活動支援センター ことじ 相談支援専門員 久米川 晃子 先生

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

共催 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810 上板町社会福祉協議会 TEL 694-6155



相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

■場所  
馬道会館  
〒六九四一四八六八  
上板町西分字原  
一八一二

■日時  
平成二十八年  
九月二十七日  
午後一時三十分から  
火曜日

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密着した各種保険相談を開催します。疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

- ・年金
- ・健康保険
- ・失業保険
- ・労災保険
- ・交通事故
- ・生命保険
- ・住宅ローン

くらしの  
保険相談

平成28年度  
在宅医療・介護連携推進事業

# 在宅医療 講演会

日時

平成28年 10月2日(日)

13:30~14:30(受付13:00~)

場所

板野町 文化の館 (さくらホール)

(板野町犬伏字東谷13-1)

地域医療環境が大きく変化し、在宅療養が重要視される今、住み慣れた  
場所で安心安全に在宅療養できることが大切と考えます。

生活の中での看取り、「死」を通して「命を大切につないでいく」ことを  
一緒に考えてみませんか。

参加  
無料

演題

「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるために」

滋賀県東近江市 永源寺診療所 所長 花戸 貴司 先生

●お問い合わせ

板野郡医師会 TEL 088-692-8836

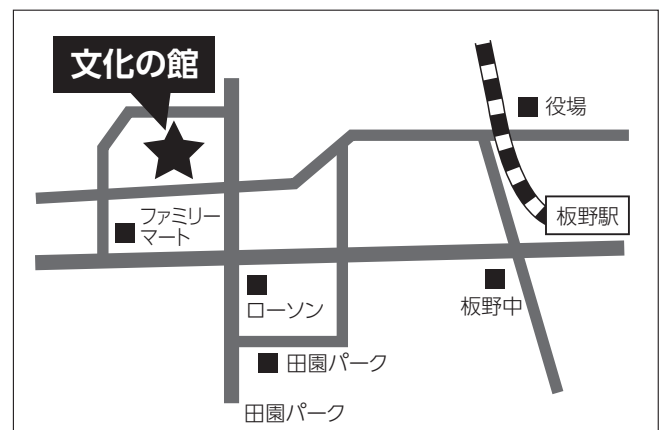
<主催>

板野郡医師会

<共催>

板野町 松茂町 北島町 藍住町 上板町

※当日、ケーブルテレビ(AIテレビ)が撮影の  
予定です。



## 敬老会を開催します

高齢者に敬意を表するとともに、その長寿を祝し、あ  
わせて広く高齢者福祉についての関心と理解を深めるた  
め、次のとおり敬老会を開催いたします。  
皆様のご参加お待ちしております。

■日時 平成二十八年九月十九日(月)

午前十時から(午前中に終了予定)

■場所 上板町農村環境改善センター 多目的ホール

■対象者 昭和十四年以前に生まれた方

※対象となる方には、案内通知を送付して  
います。

■お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課 TEL 六九四一六八一〇

## 成年後見・相続・遺言無料 相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場  
合に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。  
また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご  
相談ください。

■日時 十月四日(火) 午後一時~三時

※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施  
しています。

■場所 上板町中央公民館(上板町役場二階)

第一会議室

■お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター  
徳島県支部徳島県行政書士会内

TEL 〇八八一六七九一四四四〇

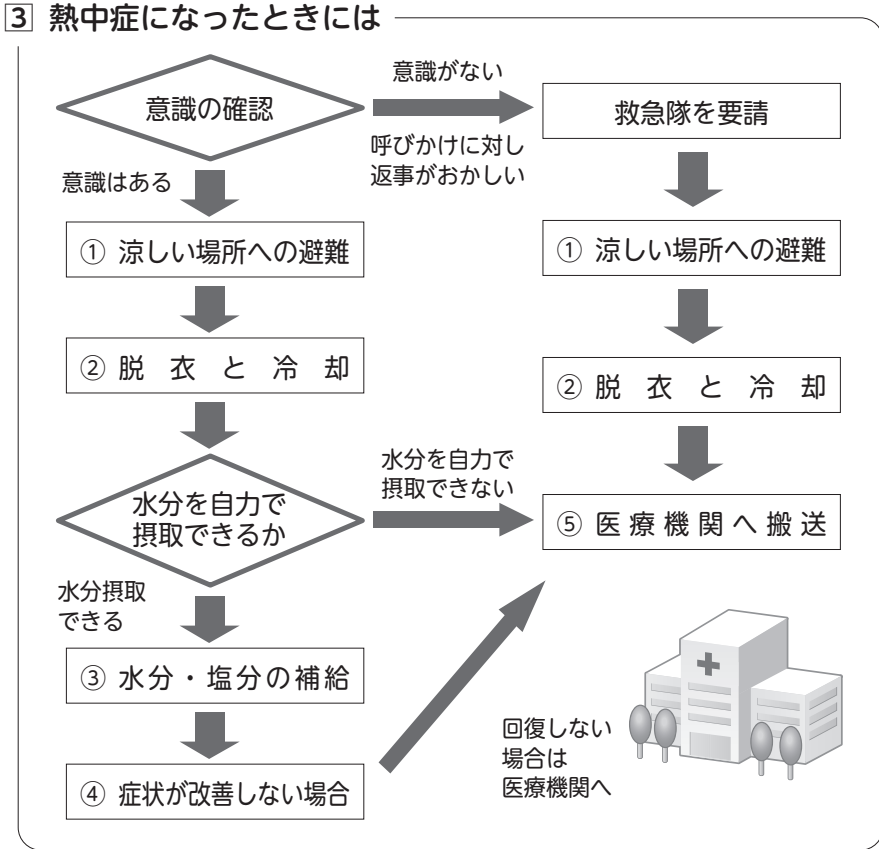
# 保健師からののお知らせです



## 1. 熱中症予防について 熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。

- ① こんな症状があったら熱中症を疑いましょう。
- 1. 軽い症状
    - めまい ●立ちくらみ
    - 筋肉痛 ●汗がとまらない
  - 2. 中等度の症状
    - 頭痛 ●吐き気
    - 体がだるい(倦怠感) ●虚脱感
  - 3. 重症
    - 意識がない ●けいれん
    - 高い体温である
    - 呼びかけに対し返事がおかしい
    - まっすぐに歩けない、走れない

- ② 熱中症の予防法
- 日傘・帽子の使用
  - 涼しい服装を心がける
  - 水分をこまめにとる
  - こまめに休憩をとる
  - 日陰を利用



## 2. 「各種集団がん検診・特定健康診査」について

- 実施日 平成28年10月20日(木)
- 受付時間 8時30分～10時
- 受付場所 上板町農村環境改善センター 1階玄関

検診項目	対象者	検診内容	自己負担金
胃がん検診	40歳以上	バリウム検査	1,000円
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査2日法	500円
肺がん検診	40歳以上	胸部X線撮影	無料
特定健康診査 (受診券が必要)	40歳以上	身体測定、血液検査、尿検査、医師の診察	1,000円



- 申し込み 受診を希望する方は9月20日までにお申し込み下さい。
- 申し込み先 福祉保健課・保健師まで 電話(694-6810)にて申し込みください。
- \*次回の検診日は、12月8日(木)です。

●お問い合わせ先 ● 上板町役場 福祉保健課 保健師 TEL 694-6810



# 9月 保健行事予定表

## I 健康相談・健康教育

月/日	時間	場所	内容	担当
9/6	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
10/4	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士

## II 乳幼児健康診査

### 1. 3歳児健康診査

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
9/7	13:00～13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成24年2月1日～平成24年4月30日生

## III 町内巡回結核・肺がん検診がん検診（40歳以上の方）

9月28日、29日、10月3日、6日、町内各地を検診車が巡回し、胸部レントゲン撮影を行います。料金は無料です。

平成28年9・10月分  
(9/1～10/10まで)

**在 宅 当 番 医**

市外局番は（088）です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:30 休日 9:00～22:30

9月	10月
1(木) あいずみ皮膚科 692-9211	21(木) 北島こどもクリニック 697-2221
2(金) 奥村医院 692-2403	22(木) 小松泌尿器科 692-1277
3(土) 新居内科 698-8808	23(金) こやま小児科内科クリニック 637-3211
4(日) 近藤外科内科 693-1188	24(土) つかさクリニック 697-2323
5(月) 山田眼科 藍住 692-8118	25(日) 増田クリニック 693-3020
6(火) 矢野医院 692-4411	26(月) 大久保内科 692-1220
7(水) 山根眼科 692-8171	27(火) 杉みね整形クリニック 693-1021
8(木) 板東整形外科 692-5151	28(水) 増田クリニック 693-3020
9(金) 西條耳鼻咽喉科 692-8711	29(木) 小松泌尿器科 692-1277
10(土) 田根内科胃腸科 698-0123	30(金) 竹本内科 672-0174
11(日) こやま小児科内科クリニック 637-3211	1(土) こまつばら整形外科 698-5108
12(月) 富本小児科内科 692-7228	2(日) 竹本内科 672-0174
13(火) 中山産婦人科 692-0333	3(月) 井上病院 672-1185
14(水) 内科クリニック・オクムラ 692-4771	4(火) 三愛内科 672-0176
15(木) 鶴岡内科胃腸科 692-6886	5(水) 福島内科 672-4970
16(金) きはら耳鼻咽喉科 693-0087	6(木) 新野医院 672-0571
17(土) いのもと眼科内科 698-8887	7(金) 近藤内科医院 672-5630
18(日) 大久保内科 692-1220	8(土) 健生きたじまクリニック 698-9629
19(月) 杉みね整形クリニック 693-1021	9(日) 井上病院 672-1185
20(火) 近藤外科内科 693-1188	10(月) 三愛内科 672-0176

担当時間以外  
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234  
稲次整形外科病院 692-5757  
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認  
水曜日、土曜日は受診前に要確認  
対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

平成28年  
7月

# お誕生 おめでとう

- 西分 切原 巧・真希  
女の子 穂華(ほのか)
- 西分 赤澤 昭弘・志織  
男の子 瑛心(えいしん)
- 西分 漆原 明・由理  
男の子 獅(れお)
- 七條 米田 幸弘・知子  
女の子 陽奈結(ひなゆ)
- 西分 福良 康之・さおり  
女の子 芽依(めい)
- 七條 平田 知也・市子  
女の子 千尋(ちひろ)
- 佐藤塚 椿 覚郎・千恵  
女の子 呼夏(こなこ)

## 板野町文化の館図書館

### 9月カレンダー

板野町文化の館図書館は、上板町民の方も利用が可能となっておりますので、是非ご利用ください。

9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

□の日は休館日です。

※休館日等は変更される可能性も あります

開館時間 午前十時～午後六時

●七月は、延べ五十四人に二、五七八冊ご利用頂きました。

### お問い合わせ先

板野町文化の館図書館

TEL 〇八八―六七―一五八八

## 高齢者等見守り活動に関する協定締結

七月二十一日(木) 高齢者等ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう見守り支援を強化するため、生活協同組合とくしま生協と「高齢者等見守り活動に関する協定」の締結式を行いました。

現在、上板町では高齢者見守りの取り組みとして、民生児童委員による同居等高齢者訪問、徳島新聞町内専売所による見守り、高齢者配食サービスなどの安否確認、緊急通報装置貸与などを行っているのですが、地域で活動する団体との新たな連携で、ますます見守りの目が強化されます。



## 県大会第三位入賞



七月二十四日(日) 県内の代表十一チームにより競われた、第三十回徳島県消防操法競技大会ポンプ車の部で上板町消防団第二分団(廣瀬浩平分団長)が見事、第三位に輝きました。

三十度を超える暑さのなか、日頃の練習の成果を充分に発揮し、審査員の高い評価を得ました。第二分団の選手は次のとおりです。

- |     |         |
|-----|---------|
| 指揮者 | 森 祐樹    |
| 一番員 | 谷 口 友 伯 |
| 二番員 | 三 木 新 弘 |
| 三番員 | 大 戸 康 輔 |
| 四番員 | 西 岡 大 哲 |
| 補助員 | 清 水     |
- (敬称略)

## 平成二十八年度 戦没者追悼式が行われました

去る、八月十五日に平成二十八年度上板町戦没者追悼式が大山・高志・松島地区の忠魂碑前にて上板町・町遺族会の共催で行われました。式は、七條町長・七條遺族会会長をはじめとして多数の遺族関係者が、出席して厳かに行われました。

町長が追悼のことばを読み上げ、続いて遺族会会長が追悼の言葉を述べました。全員で正午に一分間の黙祷を行い、戦没者のご冥福と日本の恒久平和を祈りました。

